



# 守口市 消費生活センターくらしナビ

<市広報 令和4年11月号>

## 事例

### 給湯器の訪問販売トラブル

「ガスと電気の領収書を見せてほしい」と事業者が訪問してきた。大手電力会社の人と思い、話を聞いた。「ガス給湯器を電気にしたほうがいい」と、70万円のヒートポンプ給湯機の購入を勧められた。「光熱費が安くなる」と言うので、契約した。

「代金を前払いしてくれるなら割引する」と言うので、全額支払った。その後、冷静になって考えると高額なので、解約を申し出た。しかし「クーリング・オフ期間も過ぎているし、すでに機器を発注したので、返金も解約もできない」と言われた。



## 助言



イラスト：消費者庁イラスト集より

### 【アドバイス】

高額なヒートポンプ給湯機の訪問販売の相談が寄せられています。

このような勧誘を受けたときは、トラブル防止のために、次のことに注意して対応しましょう。

#### ▽ 事業者名や訪問目的をしっかりと確認する

事業者が訪問販売を行うときは、勧誘に先立って、事業者名や勧誘目的であることを告げるのが義務付けられています。突然の訪問を受けたときは、まずはこれらを確認しましょう。

#### ▽ 不要ならば、きっぱり断る

訪問販売では、勧誘を断った人への再勧誘を法律で禁止しています。「いいません」とはっきり伝えましょう。

#### ▽ 必要性を感じても、その場での契約は避け、考える時間を持つ

見積書を出してもらい、契約内容を十分確認しましょう。数社から見積もりを取り、よく比較検討しましょう。

#### ▽ 経済的メリットを考える

光熱費が安くなるメリットだけでなく、導入コストも十分に考慮したうえで、慎重に検討することが大切です。

#### ▽ 設置場所は近隣に配慮する

ヒートポンプ給湯機は夜間に稼働します。運転音や振動のことも考えて設置場所を決めましょう。

#### ▽ 契約したがやめたいときは、クーリング・オフを活用

訪問販売で契約した場合は、契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフで契約を解除することができます。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）